

## 青森公立大学客員教授の名称付与に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 66 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 15 号

改正 令和 7 年 4 月規程第 21-1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森公立大学（以下「本学」という。）における客員教授に関し必要な事項を定めるものとする。

(付与の基準)

第 2 条 客員教授の名称を付与できる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本学の教授と同等以上の資格があると認められた者とする。

- (1) 非常勤講師
- (2) 外国人講師等

(付与の期間)

第 3 条 客員教授の名称を付与する期間は、本学の職員である期間に限るものとする。

(選考の方法)

第 4 条 学長は、客員教授の名称付与の必要があると認めたときは、教育研究審議会に諮り、その議決を経て名称を付与する。

(通知)

第 5 条 客員教授の名称を付与する場合には、書面にその旨を明記して本人に通知するものとする。

(教授会への報告)

第 6 条 学長は、客員教授の名称を付与した場合は、当該名称を付与された者について、青森公立大学経営経済学部教授会及び青森公立大学経営経済学研究科教授会に速やかに報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前において、学則第 8 条、第 13 条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成 21 年青森公立大学規程第 2 号）による廃止前の青森公立大学客員教授の名称付与に関する規程の規定に基づき付与され

た客員教授の名称は、この規程の規定に基づき付与されたものとみなす。

附 則（平成 27 年規程第 15 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規程第 21-1 号）

（施行期日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。